

平成28年度市・県民税の主な変更点

◆ふるさと納税制度による個人住民税の特例控除限度額の拡充

ふるさと納税における特例控除額の上限が、個人住民税所得割額の1割から2割に引き上げられました。(平成27年1月1日以後の寄附金から適用)

◆ふるさと納税ワンストップ特例の創設

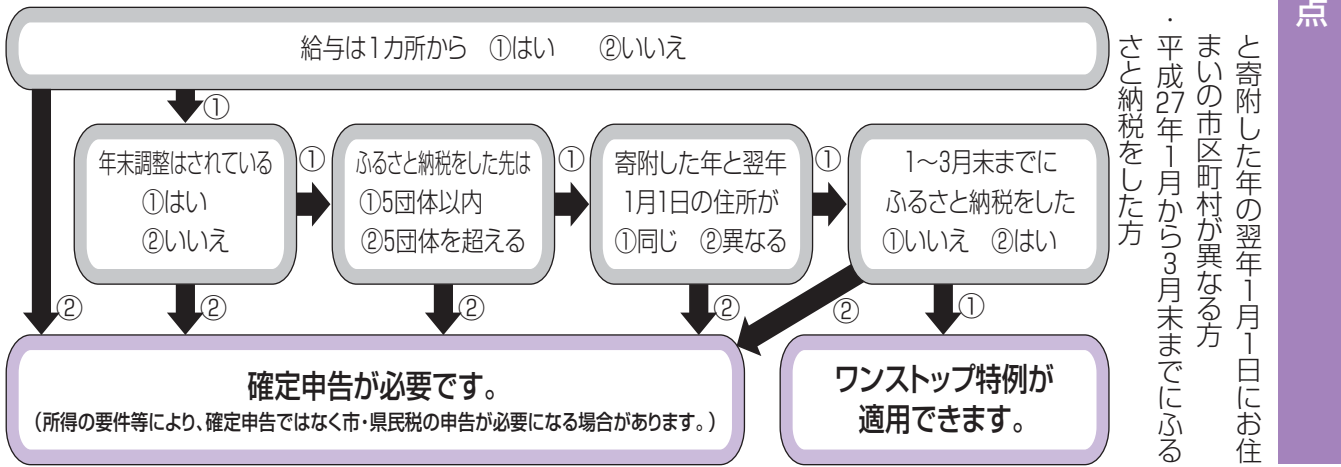
平成27年4月1日以降にふるさと納税をされた方で、一定の要件に該当する方は、確定申告書を提出することなく税制上の優遇措置を受けられる「ワンストップ特例制度」が創設されました。(平成27年4月1日以後の寄附金から適用)

この場合、所得税および復興特別所得税における軽減額に相当する額が「申告特例控除」として個人住民税所得割額から軽減されます。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、ワンストップ特例制度の適用を受けることができません。

- ・確定申告書の提出が必要な方(給与以外に営業や不動産所得等がある方のほか、医療費控除を受けようとする場合や、源泉徴収票に明記されていない方を扶養親族にする場合も同様)にワンストップ特例制度の適用を受けることができません)
- ・確定申告書や市・県民税申告書を提出した方
- ・ふるさと納税先が5団体を超える方

・申告特例申請書に記載した市区町村



◆公的年金からの特別徴収制度の見直し

平成28年10月以後に実施する特別徴収から公的年金からの特別徴収制度の見直しが行われます。

・仮徴収税額の算定方法の見直し
特別徴収額の平準化を図るため、仮徴収税額が、前年度分の公的年金等に係る個人住民税額の2分の1に相当する額となります。

	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
改正前	前年度分の本徴収額÷3 (前年2月と同額)			(年税額－仮徴収額)÷3		
改正後	(前年度分の年税額×1/2)÷3			(年税額－仮徴収額)÷3		

※本改正は、仮徴収税額の算定方法の見直しを行うものであり、新たな税負担を生じさせるものではありません。

問合 税務課市民税G

内線2201～2204

年末調整について

毎月の給料やボーナスから所得税が源泉徴収され、12月に年末調整で所得税の過不足が精算されることになっていきます。年末調整の対象となる方は、勤務先に給与所得者の扶養控除等(異動)申告書を提出している方です。

・年末調整をすることによってその年の所得税の税額が確定するため、確定申告をする必要はありませんが、次の場合などは確定申告を行う必要があります。

- ・給与収入が2000万円を超える場合
- ・平成27年中に支払った医療費があり、医療費控除が必要な場合
- ・給与所得および退職所得以外に20万円を超える所得がある場合
- ・2力以上の事業所などから給与・賃金を受けている場合(所得の要件等により確定申告をする必要がない場合もあります)

問合

所得税について
津島税務署 ☎26-2161
市・県民税について
税務課市民税G
内線2201～2204

個人市・県民税(個人住民税)の特別徴収推進について

事業者が所得税の源泉徴収義務者である場合、地方税法及び各市町村の条例の規定により、特別徴収義務者として従業員の毎月の給与から個人市・県民税を特別徴収していただくこととなります。

市では、平成26年度より、原則として特別徴収義務者に指定し、特別徴収税額決定通知書を送付しております。事業主の方々の一層のご理解とご協力をお願いします。

特別徴収の対象になる方

前年中に給与の支払いを受け、かつ当年の4月1日に給与の支払いを受けているすべての従業員(パート・アルバイトも含む)

特別徴収の対象にならない方

- ・退職者(退職予定者を含む)
- ・二つ以上の事業所から給与の支払いを受け、他の事業所で特別徴収が行われている方
- ・毎月の給与支給額が少なく、個人市県民税を特別徴収しきれない方
- ・給与が毎月支給されていない(不定期な)方

問合せ 税務課市民税G

内線2201~2204

パート収入と税金及び各種控除

パート収入金額	市・県民税		所得税	配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除
	均等割	所得割				
93万円以下	かからない	かからない	かからない	38万円 (33万円)	受けられない	38万円 (33万円)
100万円以下						
103万円以下						
103万円超105万円未満	かかる	かかる	かかる	受けられない	38万円 (33万円)	受けられない
105万円以上110万円未満					36万円 (33万円)	
110万円以上115万円未満					31万円	
115万円以上120万円未満					26万円	
120万円以上125万円未満					21万円	
125万円以上130万円未満					16万円	
130万円以上135万円未満					11万円	
135万円以上140万円未満					6万円	
140万円以上141万円未満					3万円	
141万円以上						

注1 市・県民税及び所得税の「かかる」については、生命保険料控除、扶養控除等の有無により、かからない場合もあります。
注2 配偶者控除、配偶者特別控除、及び扶養控除の()内の金額は、市・県民税の控除額です。

参考

扶養控除については、扶養親族の年齢により控除額が異なります。

扶養親族	区 分		控 除 額	
	年 齢	生 年 月 日	所得税	市・県民税
年少扶養	0歳~15歳	平成12年1月2日 以後	なし	なし
一般扶養	16歳~18歳	平成9年1月2日 以後 平成12年1月1日 以前	38万円	33万円
	23歳~69歳	昭和21年1月2日 以後 平成5年1月1日 以前		
特定扶養	19歳~22歳	平成5年1月2日 以後 平成9年1月1日 以前	63万円	45万円
老人扶養	70歳~	昭和21年1月1日 以前	48万円	38万円

*老人扶養親族のうち、扶養者またはその配偶者の直系尊属(父母・祖父母等)で、同居の常況にある親族の場合は、加算額(所得税:10万円、市・県民税:7万円)があります。

パート収入と税(夫婦・親子と税)

年末調整や確定申告で、配偶者控除や配偶者特別控除、または扶養控除の対象とされる方に、パート収入があると、その収入金額によって、次のような注意が必要です。

- ① 配偶者控除または配偶者特別控除を受けられるかどうか。
 - ② 扶養控除を受けられるかどうか。
 - ③ 控除の対象となる方自身に税金がかかるかどうか。
- パート収入は通常、給与所得になりますので、その場合は表のようになります。

問合せ 税務課市民税G

内線2201~2204

ます。ただし、年末調整や確定申告をされる方の合計所得が1000万円を超える場合などには配偶者特別控除を受けることができません。

パブリックコメント

皆さんの意見を募集します

以下に挙げた市の施策案について、より良いものにしていくため、広く市民の皆さんから意見を募集します。
施策案の本編につきましては、各意見募集期間の初日から、次の場所で閲覧できます。

市ホームページ、問い合わせ先の各担当課、神守支所、神島田連絡所

意見の提出方法

ご意見のある方は、本編の内容をご確認の上、「住所」「氏名」「電話番号」「ご意見」を明記し、提出締切日までに、直接または郵送、FAX、電子メールにより、各担当課へご提出いただくか、神守支所、神島田連絡所に設置してある投函箱に投函してください。書式は自由です。

子どもが安心して健やかに育つことができるように、子どもの権利を保障するための津島市子ども条例を策定します。

津島市子ども条例(案)

意見募集期間 12月1日(火)～25日(金)

提出締切 12月25日(金) 必着

提出先 〒496-8686 (住所不要)

津島市役所児童課宛て

☎ 24-1138

✉ jidou@city.tsushima.lg.jp

問合 児童課児童・保育G 内線2224



平成27年4月から新たな教育委員会制度が始まったことに伴い、本市では市長と教育委員会が連携して教育行政を推進していくため、津島市総合教育会議を設置し、この度、教育に関する施策の大綱を策定します。

教育に関する施策の大綱(案)

意見募集期間 12月1日(火)～28日(月)

提出締切 12月28日(月) 必着

提出先 〒496-8686 (住所不要)

津島市役所企画政策課宛て

☎ 24-1791

✉ machi@city.tsushima.lg.jp

その他 教育に関する施策の大綱(案)は企画政策課のほか学校教育課でも閲覧できます。

問合 企画政策課行政経営G 内線2331

「持続可能で快適なまち」を実現するために、今後10年間に於いて取り組んでいくべき環境の保全に関する基本方針および施策を定めた津島市環境基本計画を策定します。

津島市環境基本計画(案)

意見募集期間 12月14日(月)～1月13日(水)

提出締切 1月13日(水) 必着

提出先 〒496-8686 (住所不要)

津島市役所生活環境課宛て

☎ 24-1791

✉ kanky@city.tsushima.lg.jp

問合 生活環境課環境保全G 内線2235



汚水処理施設は、公共下水道やコミュニティ・プラント、浄化槽など、家庭や事務所から発生する汚水を処理する施設をいいます。

市全域の汚水処理施設の整備を計画的、効率的に実施していくために「汚水適正処理構想」を策定します。

津島市汚水適正処理構想(案)

意見募集期間 12月14日(月)～1月13日(水)

提出締切 1月13日(水) 必着

提出先 〒496-8686 (住所不要)

津島市役所下水道課宛て

☎ 25-8660

✉ suido_gesui@city.tsushima.lg.jp

問合 下水道課下水道G 内線2426・2428